

盛岡南公園野球場（仮称）整備事業
提案価格の算定に係る基準金利について

令和 1（2019）年 5 月 22 日
盛岡市

平成 31（2019）年 4 月 22 日付けで募集が公告された盛岡南公園野球場（仮称）整備事業に係る募集要項に示す、提案価格の算定に使用する基準金利は、下記に指定する基準金利を用いて算定することとします。

※なお、附属資料—6「盛岡南公園野球場（仮称）整備事業契約書（案）」の別紙 4 において、基準金利は、「引渡予定日の 2 営業日前の午前 10 時にテレテート 17143 ページに発表される東京スワップ・レファレンス・レート（TSR）として表示されている 6 カ月 LIBOR ベース 10 年物金利スワップレート」としていましたが、「引渡予定日の 2 営業日前の午前 10 時にテレテート 17143 ページに発表される東京スワップ・レファレンス・レート（TSR）として表示されている 6 カ月 LIBOR ベース 15 年物金利スワップレート」とし、事業契約書（案）の別紙 4 における該当箇所を修正します。

記

基準金利	
令和 1（2019）年 5 月 22 日の午前 10 時における、東京スワップ・レファレンス・レート（TSR）としてテレテート 17143 ページに表示される 6 カ月 LIBOR ベース 15 年物（円—円）金利スワップレート	0.295%

以上